

中間前金払に関するQ & A



Q1 中間前金払とは？

A1 当初に支払いを受けた前払金に追加して、工事の中間期にさらに前払金の支払いを受けることができるものです。

Q2 中間前払金はいくら請求できるのか？

A2 請求できる中間前払金は、請負代金額の10分の2以内で、10万円未満の端数を切り捨てた額になります。また、1件につき5,000万円が支払限度額になります。

Q3 中間前金払の対象となる工事とは？

A3 中間前金払の対象となる工事は、1件の請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が90日を超える建設工事です。

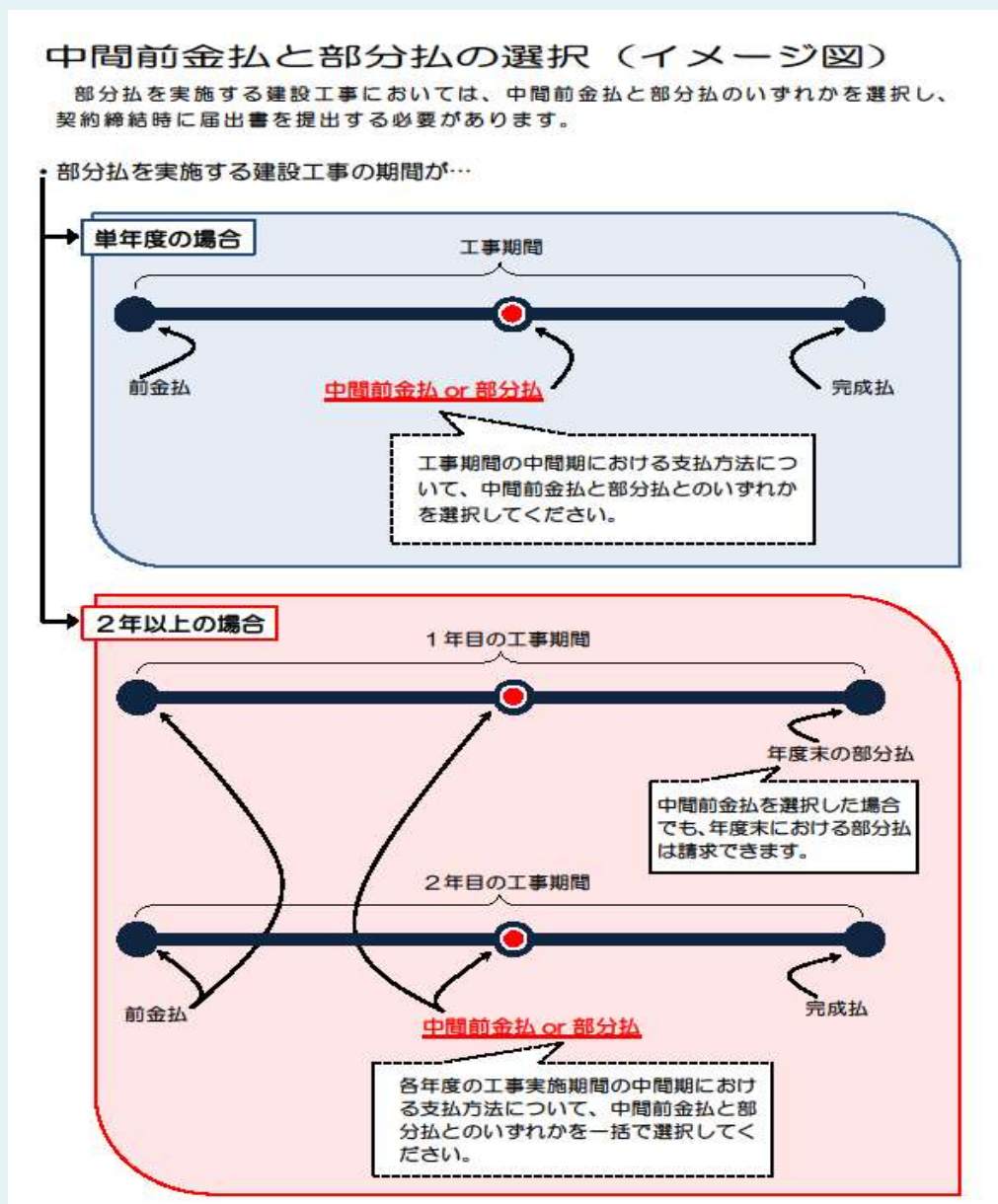
Q4 中間前払金を請求できる要件は？

A4 中間前払金を請求するためには、以下に掲げる要件を全て満たすことが必要になります。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するもの（出来高が50%以上）であること。
- ④ 当初の前払金が支出済みであること。

Q5 部分払との関係は？

A5 部分払を実施する建設工事においては、契約締結時に部分払と中間前金払とのいずれかを選択していただきます。中間前金払を選択した場合は部分払を行いませんが、工期が2年以上にわたる建設工事においては、中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度末において、出来高に対する部分払を請求することができます。
以下のイメージ図をご参照ください。



Q6 部分払との違いは？

A6 部分払の場合は検査員による出来高検査が必要となりますが、中間前金払の場合は書面による審査のみであるため、支払い事務が大幅に簡素化されます。ただし、中間前払金の請求時には、保証事業会社の保証証書の提出が必要となります。

Q7 中間前払金の請求の流れは？

A7 まず、工事履行報告書及び工程表を添付した中間前金払に係る認定請求書を提出してください。市では、請求のあった内容が、中間前金払の要件を全て満たしているかどうかを審査し、認定の可否を決定します。その後、認定の結果を認定調書により通知いたしますので、その通知を基に保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結してください。保証証書がお手元に届きましたら、請求書とともに契約課へ提出していただければ、14日以内にお支払いいたします。

全体的な流れは、以下の「中間前金払のフローチャート」もご参照ください。

